

○国土交通省告示第千五百六十九号

住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成二十六年国土交通省告示第八百七十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>4 (略)</p> <p>二〃四 (略)</p> <p>第七條 (登録をしない場合)</p> <p>一 役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ 精神の機能の障害により住宅リフォーム事業に関する調査、研究その他の住宅リフォーム事業の健全な発達を図るための活動を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員等に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し</p> <p>三 役員等(営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者である場合にはその法定代理人を含む。次号において同じ。)が第七条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書</p> <p>四 役員等が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により第七条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>4 (略)</p> <p>五〃七 (略)</p> <p>第七條 (登録をしない場合)</p> <p>一 役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの(新設)</p> <p>ロ〃 (略)</p>

ハストリ (略)

二 (略)

三 第一号トの期間内に第十一条の規定による届出をした者（解散について相当の理由があるものを除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 (略)

2 (略)

(登録住宅リフォーム事業者団体の業務)

第十二条 登録住宅リフォーム事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、当該構成員に対し、次に掲げる事項を遵守させるための指導、助言、勧告、勧告に従わない場合にあつては除名その他の適切な措置に係る業務

イ 五ハ (略)

ニ 住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以下で登録住宅リフォーム事業者団体が定める金額以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、この条において同じ。）を締結すること。

二 (略)

三 第一号への期間内に第十一条の規定による届出をした者（解散について相当の理由があるものを除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 (略)

2 (略)

(登録住宅リフォーム事業者団体の業務)

第十二条 登録住宅リフォーム事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、当該構成員に対し、次に掲げる事項を遵守させるための指導、助言、勧告、勧告に従わない場合にあつては除名その他の適切な措置に係る業務

イ 五ハ (略)

ニ 住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以下で登録住宅リフォーム事業者団体が定める金額以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、この条において同じ。）を締結すること。

(1) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五條、第五百四十一條、第五百四十二條又は同法第五百五十九條において準用する第五百六十二條若しくは第五百六十三條に規定する担保の責任の履行によつて生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によつて生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を受する保険契約

(2) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第四百十五條、第五百四十一條、第五百四十二條又は同法第五百五十九條において準用する第五百六十二條若しくは第五百六十三條に規定する担保の責任の履行によつて生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によつて生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を受する保険契約

ホト (略)

別記様式第一号 (第四条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名
	(略)		
別記様式第三号 (第九条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名
	(略)		
別記様式第四号 (第十条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名

(1) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四條第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によつて生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によつて生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を受する保険契約

(2) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第六百三十四條第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によつて生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によつて生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を受する保険契約

ホト (略)

別記様式第一号 (第四条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名 印
	(略)		
別記様式第三号 (第九条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名 印
	(略)		
別記様式第四号 (第十条関係)	(略)	(A 4)	代表者の氏名 印

別記様式第五号 (第十条関係)	(略)	(A 4)	別記様式第五号 (第十条関係)	(略)	(A 4)
(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u>	(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u> 印
別記様式第六号 (第十一条関係)	(略)	(A 4)	別記様式第六号 (第十一条関係)	(略)	(A 4)
(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u>	(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u> 印
別記様式第七号 (第十六条関係)	(略)	(A 4)	別記様式第七号 (第十六条関係)	(略)	(A 4)
(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u>	(略)	(略)	<u>代表者の氏名</u> 印

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。